

羽生警察署
地域課発行
048-562-0110

羽生通信



羽生署ホームページ

不審な電話・悪質な訪問業者に注意を!

取替え時ですね



突然の電話・来訪で
配電盤やガス器具の点検
屋根瓦がずれている
などと無料点検や修理を持ちかけてきて、
すぐに契約をせまったり、高額な工事を
勧めたりします。



どうすれば被害を防げる?

- 電話・口頭で、安易に約束・契約をしない、毅然と断る。
(無料という言葉に騙されない、家族や知人に相談)
- 業者が来訪したときは、インターフォン越しに対応する。
(室内に上がらせない、玄関に入れない)
- 業者が居座り、断っても帰らないときは110番通報をし
て下さい。



詳細はこちら!!
埼玉県警察ホームページ



知って安心! 犯罪・防犯情報

県警メールマガジン、X、ヤフー防犯情報等で県内の犯罪や防犯情報をタイムリーに発信しています!!

守っていますか? 自転車の通行方法!

※ 車道通行の原則

自転車は、「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。

歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、原則として、車道の左側端に寄って通行しなければなりません。

※ 歩道を通行できるとき

- 「歩道通行可」を示す標識・道路標示がある場合
- 13歳未満の子供や70歳以上の人、身体の不自由な人が運転する場合
- 車道で道路工事をしている、車道の幅が狭く車が多いなど、車道通行が危険な場合



※ 歩道を通行するときの原則

- 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
- 歩行者の進行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。



覚醒剤等薬物乱用の防止

たとえ、一度だけの使用であっても。

効果が切れると落ち着きがなくなる、イライラする、気分が落ち込むなどの症状が出ます。不快な症状を取り除くため再度薬物を使用することにより使用量は増えていきます。

薬物の大きなダメージは、最終的に全身に及び、死に至ることもあります。



不法就労防止にご協力を!

不法就労とは? 次の3つの場合です。

- ① 不法滞在者や被退去者が働くケース
- ② 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース
- ③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

